

東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、認知症にやさしいまちづくりについて、町の責務並びに町民等、事業者、関係機関及び地域組織の役割を明らかにすることにより、認知症の人、その家族等が可能な限り住み慣れた地域で、地域社会の一員として日常生活を営むことができる認知症にやさしいまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 認知症予防等 認知症を予防し、及び認知症の進行を緩やかにすることをいう。
- (3) 町民等 町内に居住し、勤務し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関 認知症に関する医療又は介護の支援に携わる機関をいう。
- (6) 地域組織 コミュニティ推進協議会、自治会その他の一定の地域に住所を有する者により構成された組織及び町内で活動するボランティア団体をいう。

(基本理念)

第3条 町、町民等、事業者、関係機関及び地域組織は、次の各号に掲げる基本理念にのっとり、認知症にやさしいまちづくりを推進するものとする。

- (1) 認知症の人、その家族等が、可能な限り住み慣れた地域で、地域社会の一員として自分らしく暮らし続けられること。
- (2) 誰もが認知症に関わる可能性があることを踏まえ、認知症の人、その家族等の立場に立つこと。
- (3) 町、町民等、事業者、関係機関及び地域組織が、それぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携すること。

(町の責務)

第4条 町は、その組織内において一体的に連携し、認知症の人、その家族等に対する総合的な施策を実施するとともに、愛知県、事業者、関係機関及び地域組織と連携を図るものとする。

2 町は、認知症の人、その家族等の意見を踏まえ、施策を実施するものとする。

(町民等の役割)

第5条 町民等は、認知症に対する理解を深めるよう努めるとともに、地域の住民の支え合いの活動に取り組むよう努めるものとする。

2 町民等は、日常生活において、自ら認知症予防等に資する可能性のある活動に取り組むよう努めるとともに、いつまでも自らの望む暮らしをするために、あらかじめ周囲と話し合うよう努めるものとする。

3 町民等は、町、事業者、関係機関及び地域組織が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、認知症に対する理解を深めるために、従業員に対し必要な教育を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人が安心して自らの意思及び能力に応じて働くことができるよう、認知症の人の特性に応じた配慮に努めるものとする。

3 事業者は、認知症の人の家族等が安心して働くことができるよう、その人の状況に応じた配慮に努めるものとする。

4 事業者は、認知症の人、その家族等が暮らしに関わる必要なサービス及び支援を安心して利用できるよう、環境の整備に努めるものとする。

5 事業者は、町、町民等、関係機関及び地域組織が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、認知症に対する理解を深めるよう努めるとともに、相互に連携し、認知症の人の状態及びその家族等の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。

2 関係機関は、認知症の人及びその家族等が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むために必要な情報を、適宜適切に発信するよう努めるものとする。

3 関係機関は、町、町民等、事業者及び地域組織が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

第8条 地域組織は、認知症に対する理解を深めるよう努めるとともに、地域の住民の支え合いの活動に取り組むよう努めるものとする。

2 地域組織は、町、町民等、事業者及び関係機関が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(認知症に関する理解の促進)

第9条 町は、小中学生をはじめとする幅広い世代の町民等、事業者、関係機関及び地域組織が認知症に関する理解を深めることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の視点に立った生活環境の整備)

第10条 町は、認知症の人、その家族等が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、事業者、関係機関又は地域組織と連携し、見守り等を行うための体制整備、成年後見制度の利用の促進、安心して認知症の人が外出できる環境の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

2 町は、事業者、関係機関又は地域組織と連携し、認知症の人、その家族等が地域社会に参加できるよう必要な施策を講ずるものとする。

(災害時等の対応)

第 11 条 町は、災害その他非常の事態及び認知症の人が行方不明となった場合における認知症の人の安全の確保に資するため、愛知県、事業者、関係機関又は地域組織と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(認知症予防等の促進)

第 12 条 町は、町民等の認知症予防等に資する可能性のある活動が促進されるよう、事業者、関係機関又は地域組織と連携し、当該活動の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(医療及び介護の連携体制の整備等)

第 13 条 町は、認知症の人の状態及びその家族等の状況に応じた適宜適切な支援を実施するため、医療及び介護の連携体制を整備するとともに、町民等に対し必要な情報を適切に提供できる体制を整備するものとする。

2 町は、認知症の人が生活をしていく上で必要な意思決定の支援を適切に受けられることができるよう、関係機関と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(相談環境の整備)

第 14 条 町は、認知症の人、その家族等が身近で気軽に相談できる環境を整備するものとする。

2 町は、町民等、事業者、関係機関及び地域組織が身近で気軽に相談できる環境を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。